

趣旨・背景

- 近年、我が国の科学技術・イノベーション力は相対的に大きく低下。
 - ・ 世界イノベーションランキング(WEF):2012年に5位であったが2016年は8位に後退
 - ・ 大学ランキング(THE):2014年までは200位以内に5大学入っていたが、2015年以降は東大・京大のみ
- 激化する国際競争を勝ち抜くには、「イノベーション」の活性化に更に重点を置いた制度改革が急務。

概要

1. 目的・名称の変更

- 科学技術・イノベーション創出の活性化を通じた知識・人材・資金の好循環の構築を目的とし、名称を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に変更。

2. 大学・研究開発法人の改革

- 大学・研究開発法人は、社会からのニーズに的確かつ迅速に応えられるよう経営能力の強化に取り組むとともに、国は、その取組を支援する旨規定。

3. 産学官連携とベンチャー創出力・成長力の強化

- 組織的な産学官連携の推進に向けた大学・研究開発法人の体制整備等について規定。
- 大学／研究開発法人発ベンチャーへの支援の強化等のため、
 - ・ 研究開発法人による出資の拡大(出資可能な法人の拡大(参考1)／出資先の拡大(参考2))
 - ・ 大学／研究開発法人発ベンチャーへのライセンス・サービスの提供の特例(一定条件下での株式等の取得／保有)等について規定。

4. 研究開発資金の柔軟な執行と多様化

- 新たな政策ニーズに対応して迅速に研究開発プログラムを立ち上げることができるよう、補正予算等が措置された場合に、個別の法改正によらず、資金配分機関(参考3)に基金を造成できるスキームを構築。

5. 人材の育成・活躍の促進

- 女性及び外国人研究者等の活躍促進に加え、新たに若手研究者が安定かつ自立して研究できる環境の整備等について規定。

6. その他

- 地方創生への貢献、エビデンスの活用による科学技術・イノベーション政策の推進等について規定。
- 科学技術・イノベーション創出の活性化に向けて更に検討が必要な事項を規定。
 - ・ 人文科学も含めた科学技術・イノベーション創出の活性化
 - ・ 科学技術・イノベーション創出の活性化の観点からの国立大学法人改革 等

施行期日

- 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

出資可能な法人(カッコは現行)

- 1 国立研究開発法人情報通信研究機構
- 2 国立研究開発法人物質・材料研究機構
- 3 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
- (4 国立研究開発法人科学技術振興機構)
- 5 国立研究開発法人理化学研究所
- 6 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
- 7 国立研究開発法人国立がん研究センター
- 8 国立研究開発法人国立循環器病研究センター
- 9 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
- 10 国立研究開発法人国立国際医療研究センター
- 11 国立研究開発法人国立成育医療研究センター
- 12 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
- 13 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
- 14 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
- 15 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- 16 国立研究開発法人水産研究・教育機構
- (17 国立研究開発法人産業技術総合研究所)
- 18 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- (19 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)
- 20 国立研究開発法人土木研究所
- 21 国立研究開発法人建築研究所
- 22 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

出資先(カッコは現行)

- (1 研究開発法人発ベンチャー)
- 2 研究開発法人発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタル等
- 3 共同研究のマッチングやライセンスなど研究開発法人の成果活用を支援する法人

資金配分機関

- 1 国立研究開発法人日本医療研究開発機構
- 2 国立研究開発法人科学技術振興機構
- 3 独立行政法人日本学術振興会
- 4 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
- 5 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構